

評議員選任・解任委員会委員の旅費等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人誠心会の評議員選任・解任委員会委員の旅費等について定めるものである。

(評議員選任・解任委員会の出席)

第2条 評議員選任・解任委員会委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、下記の通り旅費を支払うことができる。

名 称	旅 費	摘 要
評議員選任・解任委員会 出席旅費	1, 1 1 3 円	所得税を含む

(適用除外)

第3条 施設の職員を兼務する委員は、この規程を適用しない。

(改 正)

第4条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 2 年 3 月 22 日より施行する。